

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十五号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四条第一項ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、県教育委員会規則の定めるところにより、週休日を設定することができ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 教育委員会は、学校職員（県教育委員会規則で定める学校職員及び次条の規定の適用を受ける学校職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について学校職員の申告を考慮して当該学校職員の勤務時間を割り振ることが校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、県教育委員会規則の定めるところにより、学校職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として県教育委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該学校職員の勤務時間を割り振ることができ。

第五条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）」を「県教育委員会規則」に改める。

第六条及び第九条の二第一項中「第四条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第四条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「第三条第三項」の下に「又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)

第四条第三項」を、「第三条第一項」の下に「又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項」を加え、「この号」を「この条」に改め、同条第二号中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)

」を「学校職員の勤務時間条例」に改め、同号イ中「(職員の勤務時間条例第三条第一項又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日という。ロにおいて同じ。)

」を削る。

(調整規定)

4 この条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第五号)に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。